

保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成19年12月19日

提出者

11番 土屋 美恵子

12番 落合 勝利

2番 きくち 太郎

14番 深田 貴美子

23番 斉藤 シンイチ

25番 深沢 達也

武蔵野市議会議長 近藤 和義 殿

保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書

歯や口腔を健康な状態に保ち、そしゃくや口腔機能を維持・回復することは全身の健康の増進や医療、介護のQOLを向上させ、国民医療費節減にも役立っていることが「8020運動」によって実証されている。また多くの国民は、歯科医療について保険のきく範囲の拡大と自己負担の軽減を強く望んでいる。

しかし現実の歯科医療では、歯科診療報酬が抑制されているため、このような国民の要望に反して保険給付範囲が年々縮小されている。例えば、平成18年の診療報酬改定については、歯周病の定期的管理の条件が厳しくされ、日本歯周病学会員の82%が「歯周病の治療ができにくくなった」との調査結果(宮崎・鹿児島・沖縄3県歯科医師会会員並びに日本臨床歯周病学会会員アンケート)に端的に示されているように、事実上、一部の患者については、歯周病の治療・定期的管理は保険で行えなくなっている。また、義歯の作成・調整のための診療報酬が低く抑えられるとともに厳しい条件が付加されたために、従来以上に保険でよりよくかめる入れ歯の提供が困難になっている。

これらのことから、歯科医師だけでなく、歯科衛生士、歯科技工士の労働環境も一段と厳しくなり、各地の歯科衛生士や歯科技工士養成所で廃校、定員割れが起きているなど、将来の歯科医療確保さえ危ぶまれる状況に陥っている。このような事態を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障をきたすだけでなく、国民医療費の節減にも逆行することになりかねない。

よって武蔵野市議会は、国及び政府に対し、上記の実情を御考察され、保険で歯周病の治療・管理が十分できるとともに、よりよくかめる入れ歯が提供できるなど、よりよい歯科医療が行われるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月 日

武蔵野市議会議長 近 藤 和 義

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

— あて